

○松本政府参考人 お答えいたします。

外国人技能実習機構におきましては、監理団体及び実習実施者に対しまして、定期的あるいは臨時に実地検査を行っております。そして、技能実習生に対する賃金不払いや人権侵害行為などの不適正な事案を認知した場合には、必要な改善勧告等を行うとともに、違反の態様に応じて監理許可の取消しや実習認定の取消しを行うなどの措置を講じているところでございます。

技能実習法が施行されました平成二十九年十一月一日から令和三年一月十二日までの間に、監理団体の監理許可を取り消しましたのは十五件、実習実施者の実習認定を取り消しましたのが百二件となつております。このほか、技能実習の適正な実施を確保するための改善命令を行いましたのは、監理団体一件、実習実施者九件という状況でございます。

○伊藤俊(後)分科員 ありがとうございます。

引き続き、適正な制度運用につながる、そして外国人労働者にとって喜ばれる環境をつくり出せるように、監理団体や受入れ企業あるいは送り出し機関なども含めて、より厳格な指導や実態調査を重ねていただきたいとお願いしたいというふうに思います。

そして、今、先ほども、外国人労働者あるいは技能実習生においては、自国で来られるときに送り出し機関に平均約八十万円から百万円ぐらいいの借金をしながら来られるという、このスタートの時点をどう見るかというのもあるんですが、借金をして日本に来るためにより高い賃金を求めている問題もあります。低賃金や深夜労働や長時間労働、あるいはパワハラなどの人権侵害、あるいは転職ができない等のいわゆる逃げ場がない、そういうことに対しての早期改善が求められています。

いつまで日本を選んでいたりするか、日本の國柄が問われているんだろうというふうに思いますが、選ばれる国になるはどうしたらいいのか、大臣の見識、認識を是非お伺いしたいというふう

に思います。

○上川国務大臣 外国人の労働者の方々がこの日本での國で働くということではありますが、日本の労働関係法令等に関する知識が必ずしも十分ではなく場合が多いというふうに思つております。そこで、労働条件等に關する問題が生じやすい状況がござります。

政府いたしましては、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策におきまして、適正な労働条件と雇用管理の確保のため、労働基準監督署における事業主への労働関係法令の遵守に向けた周知や、またハローワークにおきまして雇用管理改善に向けた相談、指導等の充実などの取組を実施をしております。

先ほど委員から、選ばれる国になるということの御指摘ありましたけれども、外国人に選ばれる国となるためには、何といつてもこうした労働環境の整備が必要であるということでございます。

○伊藤俊(後)分科員 ありがとうございます。

が、加えて、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、生活者としての外国人を社会を構成する一員として受け入れる、そうした姿勢を立ちまして、安心して安全に生活していく環境を整備をしていくことが極めて重要である

というふうに思つております。

○清水忠史君 次に、清水忠史君。

○清水分科員 日本共産党の清水忠史でございます。

犯罪被害者等の支援について伺います。

来月、京都コングレスが開催されます。

テーマ

は、SDGsの達成に向けた犯罪防止、刑事司法

及び法の支配の推進とのことでございます。

犯罪被害者等の支援とともに国際的な課題だと

考えます。

これまでに犯罪被害者支援に熱心に取り組んで

こられた上川陽子法務大臣に質問します。

二〇〇四年には犯罪被害者等基本法が成立しま

した。

その基本理念にはこう書かれています。

「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊嚴にふさわしい待遇を保障される権利を有する。」とあります。

法務省におきましても、加害者に対して速やか

に経済的回復の観点から賠償を求めるための支援

として、損害賠償命令制度が創設されました。

しかし、日本弁護士連合会が二〇一五年に行い

ました損害賠償請求に係る債務名義の実効性に關

うかと思いますので、その改善も求められるんだと思います。

せっかく日本に来て、選んでいただいた方や日本語を学びたいという方、日本で働きたいという方、この滞在中にどんな思いに触れて自國に帰るのか。自國に帰った後も親しみを持って友好的な関係を築きたいと切に思いますが、実態とは異なる制度活用にならないよう改善を求めるべきだと思います。

今日は中小企業庁にもお越しいただいておりましたけれども、日本語学校の経営実態が極めて厳しいという状態をひととおり願いしたいと思います。改善に向けた相談、指導等の充実などの取組を実施をしております。

先ほど委員から、選ばれる国になるということの御指摘ありましたけれども、外国人に選ばれる

方が、時間が来てしまひましたので、また別の機会に質問させていただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございます。

○細田主査 これにて伊藤俊輔君の質疑は終了いたしました。

したが、時間が来てしまひましたので、また別の機会に質問させていただきたいと思います。

今日は中小企業庁にもお越しいただいておりましたけれども、日本語学校の経営実態が極めて厳しいという状態をひととおり願いしたいと思います。改善に向けた相談、指導等の充実などの取組を実施をしております。

先ほど委員から、選ばれる国になるということの御指摘ありましたけれども、外国人に選ばれる

方が、時間が来てしまひましたので、また別の機会に質問させていただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございます。

○上川国務大臣 制定しました損害賠償命令制度につきましては、この運用に当たりまして、被害当事者の方々、またそれを支える支援の皆様がこの制度を活用するということを念願に運動をされて実現したものでございますが、その実態についてはなかなか難しい状況ではございますが、しっかりとこの制度を運用していただきたいという意を願つて、応援をしているところでございます。

○清水分科員 この間、私は、犯罪被害に遭われた当事者や御遺族の方から直接話を伺つてまいりました。

一般社団法人犯罪被害補償を求める会の代表の藤本護さん、関西の方でございますが、二〇〇二年

年に、日頃から相談に乗つていた加害者に妻を刺殺され、御本人も瀕死の重傷を負いました。藤本

さんは、加害者に資力がないことを知りながらも、四十八年間連れ添つた妻の命の重さを量るた

めには民事訴訟しかしないということで提訴をされまして、三千二百万円の判決を得たわけです。しかし、加害者は、懲役十年の判決を受けた後、出

所後に死亡。結局、支払われませんでした。

つまり、日弁連のアンケートからも分かるよう

に、凶悪重大事件の被害者やその遺族は、被害に

遭つた上に、損害賠償金の回収が全くできない場

合は泣き寝入りを迫られる、非常に苦しい状況に

置かれるとことこのでござります。

そこで、犯罪被害者等に給付金を支給する犯罪被害給付制度について伺いたいと思います。

警察庁さん、この制度の目的について簡潔にお答へ下さい。

○堀政府参考人 お答えいたします。

犯罪被害給付制度は、殺人などの重い
暴力による死傷に対する賠償金制度

為により不慮の死を遂げた飼育被害者の銜遁族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた

犯罪被害者の方に対しまして、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給

し、犯罪被害等を早期に軽減するとともに再び平穏な生活を送ることができるよう支援するため、

昭和五十五年に創設されたものでございます。

○清水分科員 今言われましたように、犯罪被害者、御遺族が犯罪から立ち直り、平穏な生活を取り

り戻してもらえると想定する一定の期間、経済的に支援を行うことを目的としているということです。

うやうやしく、その実績について確認がせんしんしておられます。

では、その実績に基づく確認をさせてください。
昨年度、二〇一九年度の支給裁定件数、実際に

この給付金が支払われた件数、そして、遺族給付金と障害給付金の最高額及びその平均額について

○福政府参考人 お答えください。

二〇一九年度中におきます犯罪被害者等給付金の支給成三二五、被害者数は三百一六人、ござい

の支給額定に係る被害者数は三百十六人でござります。

また、同年度中におきます遺族給付金の平均裁定額は六百十三万九千円、最高支給額は二千四百

九十一万五千円でございます。

千円、最高支給額は三千二百八十三万二千円である。

○清水分科員 さいます。
今、答弁で、裁定平均額というこ

とがありましたが、これは平均額の間違いじゃないですか。最高額は今言われた数字ですか。

が、ちょっと訂正していただいたら。
○畠田主査　國長官官房審議官、ゆづくりで、

第一類第十四号(附屬の四)

して判断するということにならうかと思いますので、一般論で申し上げますと、先ほど申し上げたような事例に該当する場合は支給されることになる場合が多いのではないかというふうに考えております。

○清水分科員 それを確認した上で、是非、警察庁の堀審議官に聞いていただきたいことがあるんですね。兵庫県で発生した傷害致死被告事件で、内縁の夫が内縁の妻に対し繰り返し一方的に暴力を加え、搬送先の病院で内縁の妻が亡くなつたという事件についてなんですね。これは、離れて暮らしていた御遺族、娘さんが二人いらっしゃるんです。が、この犯罪被害者給付金の申請を行つたところ、大阪府公安委員会から不支給の裁定が下された。ここまでいいんですが、ここから聞いてくださいね。

ンセリングなどについてはほかの機関に紹介したりというようなこともありますし、先ほど委員がおっしゃったような、被害者の方が混乱して、なかなか、きちっとした法的権利行使ができるのに行使できないような状況に陥っているような場合には、ここは被害者サイドに寄り添った形で支援し、なおかつその情報を提供する。それで、持つていらっしやる権利行使に支障がないように努めるというような運用というのはやつておるところでございます。

したがいまして、これは今までずっと各現場には徹底するよう努めてきておるわけでござりますが、今後もそのような対応をきちっとやっていきたいというふうに考えております。さらに、加えまして、これは若干一般的な話になりますが、パンフレット、ポスター、ウェブサイトなどの媒体なども活用いたしまして、そもそも広く周知いたしまして、被害者の方の自主的な申請を支援する、こういったこともやつておるところでございます。

○清水分科員 是非努力を続けていただきたいと思います。法務省に確認するんですけれども、犯罪被害者支援員制度というのがありますよね。これを私いろいろ調べたんですけど、これはやはり、裁判の申立てだと、あるいは、審理、公判中には被害者に寄り添うということがあるんですね。これが確定しても、十年たつと時効になるわけですから、ちよつと要望なんですか、例えば債務名義を確定しても、十年たつと時効になるわけですね。弁護士費用は平均で、着手金、三百七十万円かかるんですよ。一円も取れない相手

に、時効を消滅させないためにそれだけの費用がかかる。こういう費用についても支援していただ

きたいという声もあれば、まず、その消滅時効が

来るなどをそもそも失念している方もいらっしゃるわけですよ。教えてくれたらよかったです。

そういう点では、やはり、公的身分を持つ検察

院の職員、これは犯罪被害者等支援員制度がある

わけですから、是非、これは継続して中長期的な

支援を法務省の方にお願いしておきたいと思いま

す。

最後に、上川陽子法務大臣に。

今議論を聞いていただきまして、この犯罪支援の制度について、やはりもつともっと改善していくということが求められているという認識を持つていただけだというふうに思っています。

凶悪重大事件に遭われた被害者や御遺族の方々の思いは痛切でして、経済的、精神的に被害が回復されたとは言い難い状況が続いていると思うんです。この基本理念に対しても、私はやはり不十分だと思います。

兵庫県に住む女性、この方は、二〇〇一年に夫が隣家に住む男性とトラブルになつて刺殺されたんです。男は、殺人罪で懲役八年の刑が確定。民事訴訟で八千万円の賠償命令が確定したんです

が、支払われなかつた。この女性は、法務局に問い合わせを行いました。長い時間かけて、別の裁判で差押さえを行いました。長い時間かけて、これは不動産ですけれども、見つけ当てたのはほんの一部だけ、弁護士費用を差し引くと、手元には多くは残らなかつたということなんですね。

この方も、加害者は既に死亡しているんですよ。つまり、この女性は、家族を奪われ、そして暮らしが窮屈、二重の苦しみに陥っている、こういうふうにおっしゃられました。

また、二〇〇八年当時、同じ兵庫県で、電気工事業の社長を務めておられた男性は、加害者から殴られ、脳挫傷などの重傷を負つた。その後、左半身麻痺などとなり障害二級の認定を受けたんで

すね。ただ、民事裁判で一億六千万円以上の、若かったので、当時、判決を得たんですが、一円も支払われなかつた。加害者が居どころを変え続け

るので差押さえできなんですね。この苦しみは、

ちょっと想像に、耐え難いと思うんですね。

お二人とも、北欧諸国、ノルウェーとかスウェーデンのように、国が賠償金を立て替えて、被害者

の生活を再建できるような制度をつくつてほし

い、こういうふうに切実に、涙ながらに訴えてお

られました。

大臣、こうしたことでも含めて、犯罪被害者基本法にのつとつた犯罪被害者支援を総合的にやはり進めていくべきじゃないかというふうに思うんで

すが、大臣の所見を伺いたいと思います。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 是非お会いをさせていただきま

す。

○清水分科員 ありがとうございます。これまで

終わります。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国務大臣 今年は、犯罪被害者等基本法が

制定されまして十七年目になります。また、新た

な基本計画が策定をされる年でもございます。

犯罪に巻き込まれた方々、また御遺族の方々、御家

族の方々の苦しみ、また、その後平穏な生活に戻

までの間支援をし続けるという内容を盛り込んだ基本法でございました。

不断の見直しをしながら、制度また支援の検証

と、そしてそれにどう対応していくかということ

は極めて大事であるというふうに思つております。

○吉田(宣)分科員 公明党的吉田宣弘でございま

す。

○細田主査 これにて清水忠史君の質疑は終了いたしました。

○上川国